

入札・契約制度の改善（平成29年度）について

1 総合評価方式の効果的運用に向けた見直し

区発注工事においては、価格のみの競争によらずに価格以外の要素も考慮し、価格及び品質が総合的に優れた内容の契約を行う目的で総合評価方式を導入しているところであるが、公共工事の品質確保及び地域に貢献している企業の受注機会の拡大をより一層促進するため以下の見直しを行う。

- (1) 平成28年6月に建設業法施行令が改正され、専任の監理技術者等の配置を要する工事の対象となる請負代金の額が引き上げられた。これに伴い、本区の総合評価方式の対象となる工事についても現行の予定価格2,500万円以上から3,500万円以上に引き上げる。
- (2) 地域貢献評価点の内、「防災協力点」については、区内の防災への協力を評価するため、「災害時における応急対策活動の協力に関する協定を区と締結している場合」又は「区内の消防団に加入している場合」を評価対象としているが、さらに防災活動を広げていく観点から「帰宅困難者支援施設運営協議会に加入している場合」を評価対象に加える。

2 前払金の使途拡大

地方自治法施行規則の一部を改正する省令（平成28年総務省令第61号）が平成28年5月に施行されたことを踏まえ、入札に参加しやすい環境の整備に向けた取組の一環として、前払金の使途範囲を現場管理費及び一般管理費等を含む当該工事の施工に要する費用全般に拡大する。